

## 第 2 号議案

武豊町地域公共交通会議規約の一部改正について

武豊町地域公共交通会議規約の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える

(部会)

第 7 条の 2 交通会議は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員及びその他の者で、会長が必要と認めたものにより組織する。

3 部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正理由

「武豊町地域公共交通総合連携計画」「生活交通ネットワーク計画」の策定及び変更に関する協議の場として、武豊町地域公共交通会議に部会を位置付けるために改正するものである。